

ふるさと市町村圏基金活用事業

**令和元年度 宇佐市がんばる団体応援事業
2次募集要項**



令和元年6月

宇佐市役所 経済部 観光まちづくり課

第1 趣 旨

本事業は、宇佐・高田広域協議会が、ふるさと市町村圏基金活用事業実施規程（平成19年宇佐・高田広域協議会規程第1号。以下「規程」という。）に基づき、市内の各種団体、地域住民が地域の特色を活かしながら、今後の各種団体の育成及び協働によるまちづくりをより円滑に推進することを目的に、その事業に要する経費の一部又は全部を補助するものです。

第2 応募資格

応募の資格を有するのは、次の各号に掲げる基準をすべて満たす団体となります。

- (1) 市内に住所又は活動の本拠を有すること
- (2) 一定の規約等を有し、代表者が明らかであること
- (3) 団体構成員の半数以上が市内在住であること

ただし、政治、選挙活動、特定の宗教、営利等を目的とする団体は除きます。

例) 地域づくりグループ、NPO、ボランティア団体、自治会、老人クラブ、子ども会、消防団、農協、商工会議所、商工会、PTA、愛好会、生活改善グループ、有志グループ 等々

第3 補助対象事業

補助対象団体（上記第2の応募資格を有する団体）が市内で行う公益的又は先進的な事業であって、次の分野のいずれかに該当する場合は補助対象となります。

- (1) 人材育成に関する事業
- (2) 地域間交流に関する事業
- (3) 教養文化活動に関する事業
- (4) 観光振興に関する事業

ただし、営利を目的とした事業及び特定の団体、会員等に限定した事業は補助対象とはなりません。

また、国・地方公共団体及びその関連団体の財政的支援を受ける（予定を含む）事業の場合は事前にご相談ください。

（営利を目的とせず主体的に行う事業が公益的な活動であれば可です。）

【参考】具体的には、P2に示す例示事業のとおり

ふるさと市町村圏基金とは・・・。

この基金は、大分県北・日田地方拠点都市地域基本計画に基づき、人材育成、地域間交流、教養文化活動その他地域振興に寄与する事業を実施することを目的に設置されました。

この積立金の運用益を財源として各種団体が行う事業に補助します。

※ 具体的な対象事業（例示事業）

分野	事業	内容
<p>① 人材育成に関する事業</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 職業能力の開発又は雇用機会の拡充を支援する事業 	<p>リーダーの養成、資質の向上のため講師を招いて講習会、シンポジウム等の活動</p>
	<ul style="list-style-type: none"> ・ 教育振興リーダー、地域づくりリーダー、社会福祉リーダー、産業養成リーダー等の育成事業 	<p>知識、技術修得のため、講師を招いて講習会、研修会等の活動</p>
<p>② 地域間交流に関する事業</p>	<p>地域間交流事業</p>	<p>他地域の生活、文化、産業等の交流により視野を広め市の活性化に資する事業 (招致、派遣)</p>
	<p>海外交流事業</p>	<p>国際性豊かな地域づくりに資することを目的に実施する海外交流事業 (招致、派遣)</p>
<p>③ 教養文化活動に関する事業</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ コミュニティの活性化に繋がる事業 ・ 地域安全活動事業 ・ 健康、医療又は福祉の増進を図る事業 ・ 地域文化振興に関する事業 ・ 社会教育の推進を図る事業 ・ 子どもの健全育成を図る事業 ・ 学術、文化、芸術又はスポーツの振興を図る事業 ・ 科学技術、情報化社会の発展を図る事業 ・ 人権の擁護又は平和の推進を図る事業 ・ 環境の保全を図る事業 	<p>住民主体の地域づくりに向けて、市民と市の協働によるまちづくりを推進する地域活性化、まちのイメージアップに関する事業の実施</p> <p>コミュニティの推進を目的として、まちのイメージアップを図る活動</p> <p>教養文化活動等の振興に資することを目的とする活動</p>
<p>④ 観光振興に関する事業</p>	<p>地域特産品開発事業</p>	<p>地域の特産品を開発することを目的とした地域特産品開発に関する活動</p>
	<p>観光、イベント等催事に関する事業</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 観光事業研究開発 ・ イベント事業研究 	<p>地域の特性を生かした観光、イベントの開発に資することを目的としての活動</p>

第4 補助金額及び補助対象となる経費

今年度の予算の範囲内で補助金額を決定します。補助金額は、申請団体の事業実施スタイルによって、4つのコースを設けています。

なお、申請団体の運営等に係る経費（団体構成員への人件費や旅費、光熱水費、固定電話、飲食費、備品、家賃等）は対象としません。

	種 別	補助限度額	内 容
1	新規・既存事業応援型	10万円	市内を活動拠点として、団体がこれまでの既存事業を行う場合又は新規に行おうとする公益的な事業を支援する。
2	発展的事业応援型	30万円	市内を活動拠点として、団体がこれまでの活動や事業を発展的に拡大して行う公益的な事業を支援する。
3	協働のまちづくり 事業応援型	50万円	市内を活動拠点として、違う団体同士が共通の目的で連携・協働して行う公益的な事業を支援する。（例：行政とまちづくり組織、NPOとまちづくり組織など）
4	地域コミュニティ 活動応援型	2 自治区以上 連携 20万円	2 自治区（集落）以上の連携組織もしくは小学校区単位で構成するまちづくり組織が広域的に実施する、先進的な地域コミュニティ活動を支援する。
		小学校区単位 50万円	

※ 1事業あたりの補助金額

補助対象経費 = (補助対象事業に要した経費) - (補助対象外経費) -
(その事業を行うことによって得られる収入)

※ 補助対象となる経費

補助対象経費は、活動や事業を実施するために直接必要となる経費とします。

なお、補助金を用いて、チラシ・ポスター等を作成する場合は、「この事業は、『ふるさと市町村圏基金活用事業補助金』を使用しています」と紙面に必ずご記載ください。

科 目	内 容
報 償 費 等	講師、専門家等への謝礼、調査・研究等に係る報償費
旅 費	交通費、通行料金、宿泊費等
需 用 費	機材・資材・書籍等の購入費、チラシ・ポスター等の印刷費、材料費、消耗品費等
役 務 費	翻訳・原稿料、通信運搬に係る経費、保険料等
使用料及び賃借料	会場使用料、車両・機具等の賃借（レンタル）料等

※ 補助対象とならない経費

科 目	内 容	説 明
人 件 費	団体構成員に支払われる人件費や謝礼	
旅 費	団体構成員の交通費宿泊費、パスポート手数料	講師等に対する旅費は可
光 熱 水 費	電気、ガス、上下水道料	
通信運搬費	固定電話、携帯電話料金、会員への会報の郵送費、インターネット接続料等	調査集計のための郵送費は可
食 糧 費	懇親を目的とした飲食費等	
備品購入費	パソコン、プリンター、デジカメ	補助事業に用途を限定した備品は可
賞 金	現金、金券	商品は可
家賃借地料	家賃、借地料	公共施設の使用料、利用料金は可
交 際 費	お土産、差し入れ、祝儀、餞別	
衣 装 費	シャツ、ジャンパー、帽子	補助事業に用途を限定した衣装は可
そ の 他	領収書ができないもの	

第5 補助対象事業を行う期間

補助対象事業を行う期間は、補助金の交付決定後、令和2年3月末日までに完了してください。なお、翌年度以降も継続しておこなう事業も応募可能です。

ただし、補助金は継続して交付されるものではなく、その年度のみでの交付となります。なお、**1申請団体2回を限度**（ただし、過去に通算で2回この制度により補助を受けた団体で、協議会が特に必要と認めるものはこの限りでない。）として、**毎年度応募が必要**となります。

第6 補助対象事業の募集期間

令和元年6月3日（月）から令和元年6月28日（金）までとします。

下記第7の書類により、本庁観光まちづくり課まで提出してください。

なお、1団体が行う申請は、同一年度において1回限りです。

第7 提出書類（必ず全ての書類を提出してください。）

- (1) 宇佐市がんばる団体応援事業企画提案書
- (2) 令和元年度ふるさと市町村圏基金活用事業補助金交付申請書（様式第1号）
- (3) 事業計画書（様式第2号）
- (4) 収支予算書（様式第3号）
- (5) 団体等調書（様式第4号） ⇒団体の定款、規約又は会則を添付
- (6) 協働のまちづくり事業・地域コミュニティ活動応援型 提案書（別紙）※
- (7) その他活動状況や補助対象事業の説明に必要な書類（新聞記事、写真等）

※（6）の「提案書」は、「協働のまちづくり事業応援型」「地域コミュニティ活動応援型」で事業提案する場合のみ、提出してください。

※ 上記申請様式は、観光まちづくり課（窓口）で配布するほか、市ホームページからダウンロードできます。

第8 審査手続き

- (1) 第一次審査・・・書類による審査、又は事務局ヒアリング
- (2) 第二次審査・・・審査基準（下記第10の審査基準を参照）に基づき、宇佐市ふるさと市町村圏基金活用事業審査委員会で審査。
代表者によるプレゼンテーションと審査委員会ヒアリングを行う。
- (3) 第三次審査・・・宇佐・高田広域協議会で決定

第9 審査委員会における審査・プレゼンテーション及びヒアリングについて

第一次審査を通過した団体は、審査委員会で書類による審査を行い、また、必要な場合はヒアリングを実施し、その審査結果に基づき宇佐・高田広域協議会会長が決定します。このヒアリングは、7月以降に開催する予定ですが、時間、場所、方法等は、後日連絡します。申請者は必ずご参加ください。

■プレゼンテーション及びヒアリング

日 時：令和元年7月以降（予定） 時間・場所等は追って連絡します。

方 法：各団体 15分程度の時間を予定しています。

（プレゼンテーション5分、ヒアリング10分）

■ その他

プレゼンテーション及びヒアリングは、申請書や事業計画書での説明のほか、独自に作成した資料を用いた説明でも構いません（創作物、パソコン等使用可）。簡潔にまとめた事業内容を委員に直接説明していただきます。

なお、スクリーン、プロジェクターは主催者が準備します。利用を希望する申請団体は事前に申し込みをしてください。

第10 審査基準

各審査項目について、以下の視点から審査されます。（35点満点）

項目	視 点	配点														
先 駆 性	斬新な活動であるか。	5点														
公 益 性	活動をおこなっていただくことで、市のまちづくりの発展につながるか。	5点														
自 立 性	補助金だけに頼らず、 団体自己資金による資金充当 （協賛金、寄附金、収益活動等の確保を行うなどの自立意識）に努めているか。 （自己資金充当額／総事業費×100%＝自己資金充当率%） <table border="1" data-bbox="413 1720 1241 1803"><tr><td>充当率</td><td>0%～</td><td>10%～</td><td>20%～</td><td>30%～</td><td>40%～</td><td>50%以上</td></tr><tr><td>配 点</td><td>0点</td><td>1点</td><td>2点</td><td>3点</td><td>4点</td><td>5点</td></tr></table>	充当率	0%～	10%～	20%～	30%～	40%～	50%以上	配 点	0点	1点	2点	3点	4点	5点	5点
充当率	0%～	10%～	20%～	30%～	40%～	50%以上										
配 点	0点	1点	2点	3点	4点	5点										
実 現 性	実行可能な活動計画（方法、予算立案、スケジュールなど）が立案されているか。	5点														
継 続 発 展 性	団体自身や活動が発展する可能性や継続的な展望があるか。 また、団体の活動の発展が図られ、成果が市民に広がる期待があるか。	5点														

※「公益性」「継続発展性」の審査基準の配点を重視し、他の審査基準の2倍とする。

第 1 1 決定通知

8月下旬以降、宇佐・高田広域協議会会長名で「補助金交付決定通知」、又は「補助金不交付決定通知」を送付します。

第 1 2 補助金決定後の事業内容の変更

補助金の交付決定後に申請者が事業内容を変更する場合は、軽微な変更を除き、補助金変更交付申請書（様式第5号）及び必要書類を提出して承認を得てください。

なお、補助金の増額申請はできません。

第 1 3 補助の辞退

補助金の交付決定後に補助事業を中止又は廃止する等、補助金の交付を辞退する場合は、すみやかに事業中止承認申請書（様式第6号）を提出してください。

第 1 4 事業実績の報告

補助事業が完了したときは、規程により事業が完了した日から起算して30日を経過した日、又は令和2年4月10日までのいずれか早い時期までに、次の書類を提出してください。

- (1) 令和元年度ふるさと市町村圏基金活用事業実績報告書（様式第7号）
- (2) 収支決算書
- (3) 領収書の写し
- (4) 記録写真、事業完了レポート等

第 1 5 補助事業の経理

補助事業に関わる帳簿・収支に係る書類・領収書等は、他の事業とは区別して、令和6年度まで大切に保管しておいてください。

第 1 6 補助金の交付

宇佐・高田広域協議会会長は、補助事業の実績報告により補助金額を確定し、補助金交付請求書（様式第8号）が提出されたのち、補助金を交付します。

ただし、事業内容に応じて補助金の概算払いを受けることができますのでお問い合わせください。その場合、補助金精算書（様式第9号）の提出が必要となります。

第 1 7 補助金交付の取消し、補助金額の返還

次のような場合は規程により、補助金交付決定を取り消し、又は補助金の額を減額し、すでに交付した補助金がある場合はその全部又は一部を返還していただきます。

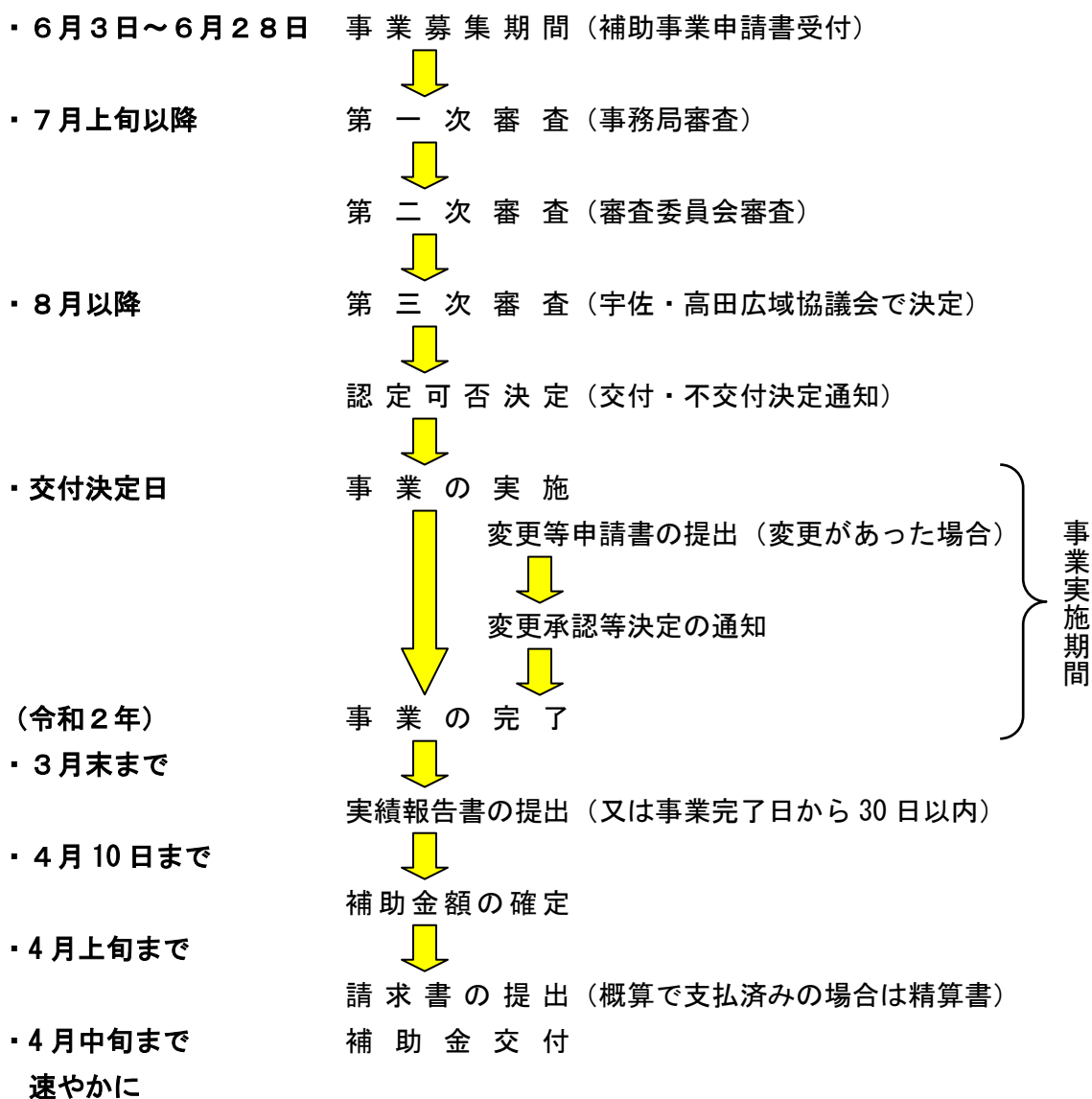
- (1) 虚偽や不正な行為で補助金の交付を受け、又は受けようとしたとき。
- (2) 補助事業の全部又は一部ができなくなったとき。
- (3) 協議会会長が不相当と認めたとき。

第18 その他

- (1) 補助事業を実施するときには、チラシ等に「ふるさと市町村圏基金活用事業」と表示するなど、制度と基金の広報をお願いします。
- (2) 補助事業の周知に関しては、市報「広報うさ」等を通じお知らせいたしますので、積極にご活用ください。
- (3) 補助事業を行った団体は、必要に応じて事業成果を発表（又は公表）する場合がありますので、書類は大切に保管しておいてください。
- (4) 補助事業完了の翌年度から概ね3年間、活動実績の提出を求めることがあります。

第19 補助事業の流れと今後のスケジュール

(令和元年)





ふるさと市町村圏基金活用事業
令和元年度 宇佐市がんばる団体応援事業
2次募集要項

〈問い合わせ先〉

〒879-0492 大分県宇佐市大字上田1030番地の1

宇佐市役所 経済部

観光まちづくり課 コミュニティ係

Tel :0978-27-8170(直通)

Fax:0978-32-2324